

(平成22年7月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から同年11月1日まで

私は、平成6年9月から7年3月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の研修医として、勤務していたことは間違いなく、申立期間とその後の勤務条件等にも変化は無かったので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入記録が、申立期間直後の平成6年11月1日から7年3月1日までとなっている。

しかしながら、申立事業所が保管している申立人に係る「人事記録」から、申立期間をすべて含むこととなる平成6年9月1日から7年2月28日までの間、臨床研修医として在籍していることが確認できる。

また、申立期間当時の申立事業所における元社会保険事務担当者は、申立期間当時は、常勤・非常勤にかかわらず、勤務開始と同時に、厚生年金保険に加入させていた旨供述している。

さらに、申立人が後任者として挙げた元同僚二人については、申立事業所が管理している人事に関する記録による在籍期間とオンライン記録上の厚生年

金保険の加入記録は一致していることが確認できる。

加えて、前出の人事に関する記録から確認できる申立人と同一職種であった元同僚 22 人について、オンライン記録における資格取得日と在籍期間の始期とを突き合わせた結果、19 人が一致していることが確認でき、両者が一致していない者は、その在籍期間の始期から 1、2 か月後に資格取得している元同僚 2 人と、5 か月後に資格取得している元同僚 1 人の計 3 人となっているが、5 か月後の資格取得者は、申立事業所とは別の兼務先で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における平成 6 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料を保管していないため、当該期間に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島厚生年金 事案 467

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 6 日から同年 5 月 9 日まで

私は申立期間中、A社（現在は、B社）管内の小学校で期限付学校事務職員として勤務していたにもかかわらず、当該期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間は、私が教員免許を取得するための教育実習に入る前の時期に当たり、勤務していたことは間違いないので、申立期間中も厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する人事記録書、B社が保管する資料等では、申立人が申立期間中、申立事業所の臨時的任用事務職員として任用されていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の申立事業所における元社会保険事務担当者は、「申立人を覚えている。申立期間については、申立人が教育実習に入るため、いったん休職するまでのごく短期間であった。このため、申立事業所では申立人を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったはずである。」と供述している。

また、B社では、申立期間当時の社会保険関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録が、申立期間の前後となる昭和 56 年 4 月 16 日から 57 年

4月1日までの期間及び同年6月10日から58年4月1日までの期間について確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 468(事案 339 の再申立)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月9日から同年6月12日まで

私は、昭和27年4月から同年7月までの間、A社に継続して勤めていたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立期間当時、健康保険証を使っていたことなどから、厚生年金保険に加入していたはずであるので、当初の申立てに対する通知の内容に異議がある。

再度の申立てを行うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳では、申立事業所における申立人の資格取得日が、オンライン記録どおりの昭和27年6月12日となっていることが確認できるのみであること、ii) 現存する申立事業所の本社では、申立期間当時の社会保険関係資料を保存していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であるとしていること、iii) 複数の元同僚が、申立事業所に入社後、約2、3か月は厚生年金保険の加入記録が無いと供述していることを踏まえると、当該事業所では申立期間当時、一部の従業員を採用後、直ちには厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てにおいて、新たな資料・情報が無いままに、従来の主張を繰り返すのみであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情

は見当らないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 57 年 12 月ごろから 58 年 3 月ごろまで
③ 平成 4 年 5 月 2 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①についてはA社において、申立期間②についてはB社において、それぞれ臨時雇用の従業員として勤務していたにもかかわらず、両申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間③については、平成4年4月から同年9月までの間、C社で正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③における加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても間違いなく勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社の臨時雇用の従業員であったと供述しているところ、当該事業所は「臨時的な職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、当該事業所では、本社で一括して社会保険等の加入手続を行っていたとしており、同社が保管している申立期間①当時の「被保険者資格取得・喪失届」の中に、申立人の氏名は無いと回答している。

さらに、申立人は申立期間①において、申立事業所で勤務していたとしているが、当該期間の一部となる昭和57年8月31日から同年10月1日までの2か月間、申立事業所とは異なる、別の事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる。

加えて、申立事業所に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間①及びその

前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、申立人は、B社の臨時雇用の従業員であったと供述しているところ、当該事業所では、「申立期間②当時の資料「社会保険、雇用保険番号」に申立人の氏名は見当たらない。臨時的な職員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、このほかに当時の社会保険関係資料等を保管していないため、当該期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間②及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者記録が欠落したとは考え難い。

最後に、申立期間③については、申立人は、平成4年4月20日から同年10月1日までの間、C社（現在はD社）で勤務していたと主張しているものの、当該事業所が保管している申立人の同年5月6日付けの退職願には、申立人の退職年月日は、申立期間③直前の同年5月1日と記載されている。

また、D社では、当時の社会保険関係資料等は保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

さらに、オンライン記録では申立人は、申立期間③と一致する平成4年5月2日から同年10月1日までの間、国民年金に加入している上、国民年金保険料をすべて納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人は、各申立期間当時の元同僚の氏名等を明確に記憶していないことなどから、申立てに関する供述等が得られない上、雇用保険の記録では、全申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録が確認できないとともに、申立人の申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 6 日から 4 年 1 月 1 日まで

私は、平成元年 12 月から 8 年 6 月までの間、A 社の店舗で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として途切れることなく勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人が期間の特定はできないものの、A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中となる平成 2 年 1 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が挙げた申立期間当時の元同僚 3 人の厚生年金保険の加入記録を見ると、この全員が平成 2 年 1 月 1 日以後の加入記録となっているところ、これらの元同僚から聴取したものの、申立内容を裏付ける証言等を得られない上、申立人が別に挙げた元同僚は、「申立事業所では申立期間当時、3 か月から 6 か月間の試用期間が設けられ、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることなどを踏まえると、当該事業所では、一部の従業員をその雇用期間どおりには、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所は平成 14 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の合併先で、社会保険事務を引き継いだとする B 社では、申立期間当時の申立事業所に係る関係書類を保管していないた

め、当該期間における申立人の在籍状況、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

加えて、雇用保険の記録では、申立人が申立期間の途中の平成3年10月1日から8年6月20日までの間、B社C店という名称での雇用保険の加入記録が確認できるのみであるとともに、オンライン記録では、申立人が申立期間をすべて含む昭和37年12月1日から平成4年1月1日までの間、国民年金に加入の上で、当該期間中、付加保険料をも加えた国民年金保険料を納付済みとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。